

住宅省エネ改修促進事業 よくある質問（FAQ）

【申請関係】

1	事前相談の手続きの方法を教えてください。
2	交付申請の手続きの方法を教えてください。
3	交付申請の受付期限を教えてください。
4	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。
5	他の補助金との併用は可能ですか。
6	複数戸を同時に申請することは可能ですか。
7	補助事業者（申請者）とは誰の事ですか。
8	法人が申請することは可能ですか。
9	1つの住戸に対して、申請回数の制限はありますか。
10	申請者あたりの補助の回数制限はありますか。
11	共有所有者がいる場合は申請できますか。
12	補助事業者が市外居住者でも申請できますか。
13	建物が大阪市外にあり、申請者が大阪市在住の場合は申請可能ですか。
14	賃貸マンションは補助対象になりますか。
15	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。
16	本事業に予算の上限はありますか。
17	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。
18	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。
19	住宅の建築時期はどのように確認すればよいですか。
20	補助金交付申請書（様式第1号）の申請金額や内訳書（様式【別紙1-2】）はどのように記載したらよいですか。
21	工事請負契約締結後の補助申請は可能ですか。
22	工事完了後に事後申請できますか。
23	国の補助金と大阪市の補助金のどちらかを検討している場合に、補助金の試算は可能ですか。

【提出書類】

◇証明書類（共通）

1	複数戸を同時に申請する場合、証明書类等（例：登記事項証明書・市民税納税証明書・印鑑登録証明書等）は住戸数分必要ですか。
2	各証明書类等の発行期限はありますか。
3	過去に申請した建物において、別の住戸で新たに申請する場合、証明書類は必要ですか。

◇登記事項証明書

4	登記事項証明書はどこで取得できますか。
5	登記事項証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。
6	登記手続中の場合も申請可能ですか。

住宅省エネ改修促進事業 よくある質問（FAQ）

◇納税証明書（固定資産税及び都市計画税/市民税）

7	固定資産税及び都市計画税の納税証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。
8	納税証明書はどこで取得できますか。
9	納税証明書はどの年度分を提出すればよいですか。
10	最近、建物を購入したのですが、固定資産税及び都市計画税の納税証明書は必要ですか。
11	大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、市民税の納税証明書は必要ですか。

◇管理組合の承諾書

12	管理組合の承諾書はどのような場合に必要ですか。
----	-------------------------

◇見積書

13	見積書の記載方法に決まりはありますか。
----	---------------------

◇写真

14	交付申請時（施工前）の現況写真の添付はどのようにすればよいですか。
15	完了実績報告時（施工後）の完成写真の添付はどのようにすればよいですか。

◇支払いを証する書類

16	完了実績報告時の支払を証する書類は、本人名義しか認められないのですか。家族名義は可能ですか。
17	施工業者への支払い方法として、銀行窓口、ATM、ネットバンキング以外に、クレジットカード支払いや現金払いも可能ですか。

【補助要件について】

◇部分改修：開口部の断熱改修工事

1	窓の断熱改修工事について、詳細を教えてください。
2	居間を含む2つの居室の窓を断熱化した場合、その他の居室や居室以外の断熱改修工事は補助対象となりますか。
3	LDK一体型の間取りは1室扱いとなりますか。
4	ワンルームマンションのように、居室が1部屋しかない住戸は対象ですか。
5	窓とドアの違いは何ですか。
6	1つの住戸内で部位ごとに省エネ基準レベルとZEHレベルを使い分けることは可能ですか。
7	非常用進入口となる開口部はどのように断熱改修すればいいですか。

◇部分改修：躯体等の断熱改修工事

8	断熱材の最低使用量は何㎡ですか。
9	対象となる断熱材の種類を教えてください。

◇部分改修：設備の効率化工事

10	LED照明ではどのような工事が対象になりますか。
11	高断熱浴槽がユニットバスで納品されている場合、材料費・工事費はどのように算出すればよいですか。

◇省エネ設計等

12	省エネ設計等とは、どのような内容が補助対象になりますか。
----	------------------------------

住宅省エネ改修促進事業 よくある質問（FAQ）

【その他】

1	外壁塗装は補助対象になりますか。
2	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。
3	エコキュートやエコジョーズなどの給湯機の交換は補助対象ですか。
4	節水トイレのリフォームは補助対象ですか。
5	エアコンの買い替えは補助対象ですか。
6	自社が保有する住宅に自社で行う窓のリフォーム工事や、DIYは対象になりますか。
7	国の補助のような事業者登録は必要ですか。
8	施工業者は大阪市内に在籍している必要がありますか。

1. 申請関係

No	質問	回答
1	事前相談の手続きの方法を教えてください。	<p>申請前に、まず事前相談をお願いします。 事前相談に必要な資料として、ホームページに掲載している「事前相談シート」「改修工事の見積書」「改修内容を記載した平面図」の3点を下記アドレスへメールで送付してください。補助対象となる工事内容の確認及び補助金額の算定をさせていただき、メール等でご連絡します。</p> <p>HP： https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html</p> <p>メールアドレス：ka0018@city.osaka.lg.jp (メールアドレスは事前相談シート裏面にも記載)</p> <p>※建具番号と見積書の番号は一致するようにしてください。</p>
2	交付申請の手続きの方法を教えてください。	<p>事前相談後、交付申請をお願いします。 申請にあたっての注意事項を記載した「申請の手引」をホームページに掲載していますので、申請前にご確認ください。 「申請の手引」P16の「3.交付申請について(2)提出書類一覧」のうち必要となる書類をご準備のうえ、窓口へ申請(行政オンラインシステム・郵送・窓口持込※)してください。</p> <p>HP: (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html)</p> <p>申請窓口：大阪市都市整備局(市役所本庁舎6階企画部) ※窓口への提出は事前に予約のうえお越しください。</p>
3	交付申請の受付期限を教えてください。	<p>交付申請の受付期限は1月31日(市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日)までです。 締切間際は申請が大変込み合いますので余裕を持ってお申込みください。 申込状況によっては、交付申請の提出受付期限までに申請の受付を締め切ることがあります。</p>
4	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。	<p>交付申請後30日以内に交付決定を通知します。(申請書類に不備があった場合、訂正等に要する日数が別途かかります。) 交付決定後に施工者と工事請負契約を締結し、工事に着手してください。</p>
5	他の補助金との併用は可能ですか。	<p>原則として、省エネ改修工事について本事業と補助対象が重複する場合は併用できません。 ただし、補助対象工事が明確に切り分けられる場合は、本事業と他の事業の工事請負契約が別である場合に限り併用が可能となる場合があります。 国の補助金や他の自治体の補助金の併用を検討されている場合は、各窓口への事前相談が必要です。</p>
6	複数戸を同時に申請することは可能ですか。	<p>同一の対象建物内において、1回の申請で複数戸を申請することは可能です。 ただし、賃貸住宅等、所有者が同じ場合は、交付申請は対象建物単位としており、同一の対象建物内に申請手続き中の住戸がある場合は、その住戸が完了実績報告書を提出するまでは、対象建物内にある異なる住戸についての申請を行うことはできません。</p>

1. 申請関係

7	補助事業者（申請者）とは誰の事ですか。	改修される住戸の所有者です。所有者の親族や賃借人は申請できません。 なお、申請の手続き等を所有者以外の方に委任する場合は、委任状の提出が必要となります。
8	法人が申請することは可能ですか。	法人・個人に関わらず、改修される住戸の所有者であれば申請可能です。
9	1つの住戸に対して、申請回数の制限はありますか。	売買等により建物所有者が変更となった場合でも、1つの住戸に対して補助できる回数は1回限りです。過去にこの補助を受けた住戸は申請できません。
10	申請者あたりの補助の回数制限はありますか。	申請者あたりの回数限度はありません。 複数の住戸を所有されている場合は補助要件を満たすそれぞれの住戸に対して申請可能です。
11	共有者がいる場合は申請できますか。	共有者間で合意のうえ、代表者1名を補助事業者として申請してください。交付申請時に代表者以外の所有者全員の同意を得てください。
12	補助事業者が市外居住者でも申請できますか。	補助事業者が市外居住者の場合でも、改修する住戸が大阪市内にあれば申請可能です。
13	建物が大阪市外にあり、申請者が大阪市在住の場合は申請可能ですか。	申請者の居住地は問いません。申請建物が大阪市内にあることが要件です。
14	賃貸マンションは補助対象になりますか。	賃貸マンションのオーナーが申請する場合も補助の対象となります。居住中、空き住戸に限らず、申請可能です。 複数戸をまとめて申請することも可能ですが、予算に限りがありますので、事前にご相談ください。
15	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。	原則として、昭和56年5月31日以前に着工した建物は申請できません。 ただし、耐震改修工事を合わせて実施する場合又は所要の耐震性能を有していることを証明する「耐震性能証明書（様式【別紙1-5】）」を申請時に提出していただければ申請可能です。
16	本事業に予算の上限はありますか。	本事業は当該年度の予算に基づき実施しております。申請は先着順となり、予算の上限に達すると受付終了となりますので、お早めにお申込みください。
17	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。	各区役所にある配架コーナーや大阪市役所本庁舎1階市民ロビー、市民情報プラザ、6階都市整備局企画部入口、大阪市サービスカウンター（梅田・なんば・天王寺）、住まい情報センター（天神橋筋六丁目）等で配架しています。部数に限りがありますので、訪問される際は事前にご確認ください。 また、ホームページからも閲覧、ダウンロードが可能です。

1. 申請関係

18	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。	申請にあたっては、建築基準法等関係法令への適合及び新築時や増改築等により確認済証の交付を受けていることが必要です。審査の際、必要に応じて確認済証等の提出を求める場合があります。
19	住宅の建築時期はどのように確認すればよいですか。	「登記事項証明書（建物）」「固定資産（家屋）評価証明書」等により建築時期を確認してください。
20	補助金交付申請書（様式第1号）の申請金額や内訳書（様式【別紙1-2】）はどのように記載したらよいですか。	事前相談時に、補助対象事業費の算出に必要な資料（事前相談シート・見積書・図面等）をご提出いただきましたら、本市で補助額を算定しお知らせしますので、その内容をご確認のうえ、申請書類に転記してください。
21	工事請負契約締結後の補助申請は可能ですか。	原則、交付決定通知後に工事請負契約を締結し、改修工事に着手してください。 ただし、交付申請前に工事請負契約を締結した場合であっても、工事に未着手であることを証明でき、かつ、工事着手までに本市に必要な手続き期間を確保できる場合は申請可能となる場合がありますのでご相談ください。 既に工事に着手されている場合は、補助できません。
22	工事完了後に事後申請できますか。	工事着手後や工事完了後の申請はできません。
23	国の補助金と大阪市の補助金のどちらかを検討している場合に、補助金の試算は可能ですか。	他の補助金との比較を目的とした試算は行っておりません。

2. 提出書類

◇証明書類（共通）

No	質問	回答
1	複数戸を同時に申請する場合、証明書類等（例：市民税納税証明書・印鑑登録証明書等）は住戸数分必要ですか。	同時に複数戸申請される場合においては、証明書類等は1部ずつで構いません。
2	各証明書類等の発行期限はありますか。	申請前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。ただし、納税証明書において、全額納付済の場合を除きます。
3	過去に申請した建物において、別の住戸で新たに申請する場合、証明書類は必要ですか。	過去に申請された建物内の別の住戸を申請する場合においても、申請ごとに証明書類は必要です。（写し可）

◇登記事項証明書

No	質問	回答
4	登記事項証明書はどこで取得できますか。	登記事項証明書は、法務局で取得できます。詳しくは、法務局にお問い合わせください。 なお、登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は、その情報を証明するもの（法務局の公印等）が無い場合、認められません。
5	登記事項証明書は、建物・土地どちらも必要ですか。	建物のみ必要です。
6	登記手続中の場合も申請可能ですか。	法務局が受付したことを証明する受領証を提出すれば申請の手続きを進めることが可能です。（登記手続終了後は、速やかに登記事項証明書をご提出ください）

◇納税証明書（固定資産税及び都市計画税/市民税）

No	質問	回答
7	固定資産税及び都市計画税の納税証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。	家屋・土地どちらも必要です。
8	納税証明書はどこで取得できますか。	納税証明書は大阪市内のすべての市税事務所・区役所・区役所出張所（平野北部・南部サービスセンター含む）等で取得できます。 また、マイナンバーカードを利用すればコンビニでも取得可能な場合があります。 詳しくはこちらをご覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html
9	納税証明書はどの年度分を提出すればよいですか。	原則、前年度又は前期分を提出してください。 なお、当該年度分の場合は全額納付が確認できるもの（未納額及び納期限未到来額が0円のもの）に限ります。

2. 提出書類

10	最近、建物を購入したのですが、固定資産税及び都市計画税の納税証明書は必要ですか。	当該年の1月1日時点で所有しておらず、納税義務が発生していない場合は、必要ありません。なお、登記事項証明書において取得日を確認します。
11	大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、市民税の納税証明書は必要ですか。	当該年の1月1日時点で市外に在住している場合や、市外に事務所を構えている場合は、必要ありません。ただし、市内に支店等が存在する場合は、法人市民税の滞納がないかを確認するため、納税証明書が必要になります。

◇管理組合の承諾書

12	管理組合の承諾書はどのような場合に必要ですか。	共同住宅の共用部を改修する場合に必要となります。一般的に、ガラス交換や外窓交換、玄関ドアの改修等は共用部にあたるため管理組合の承諾書が必要、内窓設置は専有部分での施工となるため管理組合の承諾書は不要です。ただし、共用部の取扱いは共同住宅によって異なるため、管理規約等をご確認ください。
----	-------------------------	--

◇見積書

No	質問	回答
13	見積書の記載方法に決まりはありますか。	使用する製品の寸法、住戸図面の窓記号と一致する番号を必ず記載してください。

◇写真

No	質問	回答
14	交付申請時（施工前）の現況写真の添付はどのようにすればよいですか。	様式【別紙1-3】を用いて施工箇所ごとに1枚のシートを作成し、上半分に施工箇所を含んだ部屋全体の写真を、下半分に施工箇所を拡大した部分写真を貼り付けてください。開口部の断熱改修工事の場合は、既存の窓を確認するため、必ずカーテン、障子、ブラインドなどを開けて窓（サッシ）全体が写るように撮影してください。サッシの色味や素材が確認できるよう、逆光のない状態で撮影してください。また、フロートガラス、網入ガラス等が判別できるように、明るい部屋でピントを合わせて撮影してください。1枚に収まらない場合は複数枚提出してください。
15	完了実績報告時（施工後）の完成写真の添付はどのようにすればよいですか。	様式【別紙12-2】を用いて施工箇所ごとに1枚のシートを作成し、上半分に施工中の写真を、下半分に施工後の写真を貼り付けてください。詳細は「申請の手引」P23「5.（1）ウ 工事写真について」をご確認ください。

2. 提出書類

◇支払いを証する書類

No	質問	回答
16	完了実績報告時の支払を証する書類は、本人名義しか認められないのですか。家族名義は可能ですか。	補助事業者本人の名義しか認められません。
17	施工業者への支払い方法として、銀行窓口、ATM、ネットバンキング以外に、クレジットカード支払いや現金払いも可能ですか。	クレジットカード決済や現金払いは認められません。 なお、申請者から施工業者へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者から公的に証明できる書類の提出が必要です。

3. 補助要件について

◇部分改修：開口部の断熱改修工事

No	質問	回答
1	窓の断熱改修工事について、詳細を教えてください。	次の3種類の工事があります。 (①ガラス交換、②内窓設置、③外窓交換) 省エネ性能の区分(省エネ基準レベル・ZEHレベル)に応じて、「みらいエコ住宅2026事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において「断熱等」で登録されている建材であることを確認します。 詳細は「申請の手引」のP8をご参照ください。
2	居間を含む2つの居室の窓を断熱化した場合、その他の居室や居室以外の断熱改修工事は補助対象となりますか。	「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」の要件を満たした場合に限り、居間を含む2つの居室以外の居室や非居室(トイレ・浴室・脱衣室・廊下等)の外気に接する窓も補助の対象となります。
3	LDK一体型の間取りは1室扱いとなりますか。	LDKが間仕切りや扉等で区切られていない場合、1室として取り扱います。 (アコーディオンカーテン、ロールスクリーン、閉じることができない欄間、下部が空いている吊り押入、上部が空いている造り付けの家具、キッチンカウンター等は「間仕切りや扉」から除外します。)
4	ワンルームマンションのように、居室が1部屋しかない住戸は対象ですか。	ワンルームマンションなど、対象住戸における居室が居間のみの場合は補助の対象外となります。
5	窓とドアの違いは何ですか。	住宅の外壁面にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を、原則「ドア」といい、屋外から施錠できない建具を、原則「外窓」といいます。 ただし、屋外から施錠できない建具であっても、大半を不透明材料が占める製品はドアと取り扱うことがあります。
6	1つの住戸内で部位ごとに省エネ基準レベルとZEHレベルを使い分けることは可能ですか。	補助額の算定において異なるレベルを使い分けることはできません。省エネ基準レベルとZEHレベルが混在する場合は、省エネ基準レベルのモデル工事費、補助率、限度額が適用されます。
7	非常用進入口となる開口部はどのように断熱改修すればいいですか。	「大阪市建築基準法取扱い(2-39 非常用の進入口に代わる開口部の構造)」に適合した構造に改修してください。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000021/21604/2-35-54.pdf

3. 補助要件について

◇部分改修：躯体等の断熱改修工事

No	質問	回答
8	断熱材の最低使用量は何㎡ですか。	断熱材の最低使用量は、「申請の手引」P9に記載しておりますので、住宅種別や断熱材の区分、改修部位より該当するものをご確認ください。
9	対象となる断熱材の種類を教えてください。	断熱材の種類は、「みらいエコ住宅2026事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であることを確認します。断熱材の種類例としては、「申請の手引」P10〈断熱材の区分表〉を参考にしてください。

◇部分改修：設備の効率化工事

No	質問	回答
10	LED照明ではどのような工事が対象になりますか。	窓の断熱改修工事（「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」）を実施する場合に限り、LED照明も補助対象となります。電気工事士による電気配線工事を伴う場合は補助対象となりますが、引っ掛けシーリングやダクトプラグに直接取り付けられるものなど、電気工事を伴わない照明器具は補助対象外となります。
11	高断熱浴槽がユニットバスで納品されている場合、材料費・工事費はどのように算出すればよいですか。	高断熱浴槽の材料費は浴槽と蓋のみ、工事費は浴槽の設置に係る費用のみとなりますので、按分をお願いします。按分の方法は施工者様の判断となります。

◇省エネ設計等

No	質問	回答
12	省エネ設計等とは、どのような内容が補助対象になりますか。	省エネ設計等とは、省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画等のことであり、現地確認時の計測、調査資料の作成や改修する窓位置のプロット、寸法、改修内容、改修後の仕様等を記載した建具平面図の作成等をいいます。全体改修の場合は、BELS等の第三者機関による評価を受けるための費用も含まれます。

4. その他

No	質問	回答
1	外壁塗装は補助対象になりますか。	補助対象外です。
2	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。	補助対象外です。
3	エコキュートやエコジョーズなどの給湯機の交換は補助対象ですか。	窓の断熱改修工事（「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」）を実施する場合に限り、補助対象となります。
4	節水トイレのリフォームは補助対象ですか。	窓の断熱改修工事（「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」）を実施する場合に限り、補助対象となります。
5	エアコンの買い替えは補助対象ですか。	補助対象外です。
6	自社が保有する住宅に自社で行う窓のリフォーム工事や、DIYは対象になりますか。	工事請負契約を伴わない窓のリフォーム工事は対象外です。
7	事業者登録は必要ですか。	事業者登録は必要ありません。
8	リフォーム業者を紹介してもほしい。	大阪市からリフォーム業者等の紹介・斡旋等はおこなっておりません。
9	施工者は大阪市内に在籍している必要がありますか。	施工者の本社・営業所在地は大阪市内外を問いません。